

令和 7 年 第 3 回 寄 居 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録		
開 催 年 月 日	令和 7 年 3 月 2 6 日（水）	
開 催 場 所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後 1 時 3 0 分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後 1 時 5 4 分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	1 1	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	1 2	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢那瀬 信一郎	出
1 0	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
次 長 鈴木秀幸
書 記 青木智史
書 記 権田貴大

事務局長	(起立・礼・着席の発声)
議長	本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。 ただ今から、令和7年第3回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は全員ですので、定足数に達しており、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和7年第3回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第3、議案第17号から議案第18号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。 日程第4、議案第19号から議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第5、議案第22号、農用地利用集積等促進計画の案について。 議事日程は、以上となります。
議長	それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	それでは、金子達委員と石附征夫委員にお願いいたします。 続きまして、日程第2、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第16号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第16号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです 譲受人は現在、町内在住ですが、家の近くで野菜の栽培をしたいと考えていたところ、本申請地の北側に隣接する住宅と併せて購入しないかとの話があり、申請に至ったものです。 なお、申請地では、露地野菜の栽培を行う予定となっております。 また、譲渡人は現在、譲受人が購入予定の住宅に住んでいますが、本申請が許可され次第、町外へ転出予定となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。 梅澤委員。
梅澤委員	22日の土曜日に、戸屋委員、轟推進委員と現地確認し、譲渡人とも面談を行いました。 何ら問題ないものと思いますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。

議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 16 号は原案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 17 号から議案第 18 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 17 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 2 ページを御覧ください。 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。 それでは、議案第 17 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者は、町内に在住しておりますが、長屋住宅、いわゆるアパートを建築し、賃貸経営を行いたいと考え、候補地を検討していたところ、所有する本申請地の周辺環境が、住宅需要を見込める立地であると考え、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。 新井委員。
新井委員	3 月 25 日の月曜日に、申請者のご自宅に伺い、申請者の奥さんに事情を伺いました。 不動産屋から電話をもらったのが始まりで、申請者も高齢になり、農作業の継続も難しいと考え、計画したとのことです。 内容としては、長屋住宅として 6 所帯の建物とのことでした。 位置についても、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 17 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 17 号は、原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に、議案第 18 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 18 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 案内図の下の方を御覧ください。申請者・土地所有者は、本申請地 2 筆と、申請地の東、〇〇番と〇〇番の宅地 2 筆を、令和元年に父親から相続し、自宅兼事業所の敷地として、使用しておりますが、相続の際、既にブロック塀や生垣で囲われた、本議案の申請地の登記地

	目が、畑のままだとわかり、本申請に至ったとのこと。 経緯としては、昭和 42 年に今の居宅を新築し、その後、事業所を昭和 47 年に増築した際に、それらの建物が、本申出地に越境してしまったとのこと。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。 また、本件は追認事案となりますが、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 なお、本申請地につきましては、令和 7 年 1 月 15 日付けで、除外手続きが完了しております。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
梅澤委員	梅澤委員。
	こちらの議案についても、戸屋委員、轟推進委員と現地確認を行いました。
	申請者とも面談を行い、何ら問題ないものと考えますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 18 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 18 号は、原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。
	続きまして、日程第 4、議案第 19 号から議案第 21 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたしますが、議案第 19 号及び議案第 20 号については、関連がありますので、説明は一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(委員から、「異議なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは、議案第 19 号及び議案第 20 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 3 ページを御覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 19 号及び第 20 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、県内他市に所在し、主に小売業を営む法人で、現在、寄居桜沢産業団地内に、食品工場を建設中ですが、同団地の区画内では、従業員の駐車場を確保できるスペースがなく、近隣で候補地を検討していたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのこと。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号

	の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
新井委員	新井委員。 3月23日に現地確認を行い、申請内容については、両議案ともに駐車場ということでしたので、20号議案の譲渡人の1人に事情を伺いました。 譲渡人は、不動産屋から話があり、所有地は小さい土地のため、耕作もあまりできず、処分したいと考えていたとのことでした。 また、農業委員会の所管ではないかもしれませんが、中学校が近くにありますので、登下校の際の交通関係については、すこし心配であると感じました。
議長	ご審議をよろしくお願いいたします。 他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは順に採決いたします。 議案第19号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたします。
議長	次に、議案第20号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に議案第21号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第21号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請地は、都市計画法の用途区域内の土地となります。 申請者、譲受人は、町内に所在し、主に不動産業を営む法人ですが、申請地周辺の住宅需要を見込み、候補地の検討を行っていたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、2区画の宅地分譲地を計画し、申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上です。 この件について、地元委員のご意見を伺います。
戸屋委員	戸屋委員。 22日に、梅澤委員と轟推進委員と現地確認を行いました。 現地は、保全管理され、きれいになっています。周囲は、宅地化している状況で、何ら問

	題ないものと思いますので、ご審議をよろしく願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 21 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 21 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 5、議案第 22 号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 22 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 4 ページをご覧ください。議案第 22 号につきまして、御説明申し上げます。 この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法、第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。 農地中間管理事業の農地の貸し借りを簡単に申し上げますと、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受け、その農地を借受希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。 今回、全て新規で転貸する農地で、借受者は 1 名です。 筆数は 4 筆、合計面積 5,032 ㎡です。そのほかは議案書のとおりです。 本計画は、耕作者の事業規模の拡大のため転貸するものです。 説明は、以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 22 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありますか。 (委員から、「なし」の声)
議長 事務局長	事務局から、何かありますか。 委員の皆様方とお会いできる最後の機会となりますので、事務局を代表いたしまして、御礼申し上げます。 皆様方には、3 年間の任期中、寄居町の農地利用の最適化に御尽力いただき、ありがとうございました。 特に、私が着任してからの 2 年間は、農地利用の計画である地域計画の策定について、地域の皆様方とともに、御協力いただきました。 お陰様を持ちまして、今月末には、新たな計画として完了となります。 私ごとになりますが、着任してからの 2 年間、農地の利用に関して素人である事務局長を支えていただきまして、ありがとうございました。

議長
事務局長

皆様方の中には、4月から引き続き、お世話になる方もおられますが、是非とも、寄居町から、農地に関する相談等が生じた際には、お力添えを賜れればと考えております。

皆様が地域に帰られまして、益々ご活躍され、お体ご自愛のうえ、過ごしていただければと存じます。

3年間、誠にありがとうございました。

それでは、他に無いようですので、令和7年第3回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(起立・礼・着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

石附 征夫 委員 金子 達 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年3月26日

議 長

室岡重雄

委 員

金子達

委 員

石附征夫